

(1) 一般競争入札等の多様な入札方式の活用

◎一般競争入札の導入(団体数・対象工事金額別) (一般土木)

・建設省及び自治省では、政府の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」も踏まえ、都道府県及び指定都市の1500万SDR(現在(平成10年度及び平成11年度)の邦貨換算額24億3千万円)以上の公共工事については一般競争入札を採用するよう要請しているところである。

	24.3億円以上		24.3億円未満 10億円以上		10億円未満		その他		合計	
	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度
都道府県	23	24	12	13	12	10	0	0	47 ( 100%)	47 ( 100%)
指定都市	8	7	1	1	3	4	0	0	12 ( 100%)	12 ( 100%)
市町村	41	36	85	70	481	444	268	164	875 ( 27.0%)	714 ( 22.0%)
合計	72	67	98	84	496	458	268	164	934 ( 28.3%)	773 ( 23.4%)

(注1)市町村においては、5千万円未満の小規模工事で一般競争入札を導入しているところが36団体ある。

(注2)「その他」は金額の定めがなく、適宜選定するもの等である。

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎透明性・競争性の高い入札方式の導入(団体数)

	公募型指名競争入札	
	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	44 ( 93.6%)	42 ( 89.4%)
指定都市	10 ( 83.3%)	9 ( 75.0%)
市町村	333 ( 10.3%)	251 ( 7.7%)
合計	387 ( 11.7%)	302 ( 9.1%)

	工事希望型指名競争入札	
	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	18 ( 38.3%)	16 ( 34.0%)
指定都市	2 ( 16.7%)	2 ( 16.7%)
市町村	153 ( 4.7%)	136 ( 4.2%)
合計	173 ( 5.2%)	154 ( 4.7%)

(注)類似した入札を導入している団体を含む

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(2) 指名競争入札の改善

◎指名基準の策定(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
	都道府県	47 ( 100.0%)
指定都市	12 ( 100.0%)	12 ( 100.0%)
市町村	2641 ( 81.5%)	2573 ( 79.3%)
合計	2700 ( 81.8%)	2632 ( 79.7%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎指名基準の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
	都道府県	45 ( 95.7%)
指定都市	12 ( 100.0%)	12 ( 100.0%)
市町村	1233 ( 46.7%)	1187 ( 46.1%)
合計	1290 ( 47.8%)	1244 ( 47.3%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(指名基準の策定団体数)

◎指名基準の運用基準の策定(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	45 ( 95.7% )	45 ( 95.7% )
指定都市	8 ( 66.7% )	8 ( 66.7% )
市町村	1889 ( 58.3% )	1624 ( 50.1% )
合計	1942 ( 58.9% )	1677 ( 50.8% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎指名基準の運用基準の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	33 ( 73.3% )	32 ( 71.1% )
指定都市	6 ( 75.0% )	6 ( 75.0% )
市町村	707 ( 37.4% )	674 ( 41.5% )
合計	746 ( 38.4% )	712 ( 42.5% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(運用基準の策定団体数)

◎指名停止基準の策定(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0% )	47 ( 100.0% )
指定都市	12 ( 100.0% )	12 ( 100.0% )
市町村	2295 ( 70.8% )	2260 ( 69.7% )
合計	2354 ( 71.4% )	2319 ( 70.2% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎指名停止基準の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	41 ( 87.2% )	41 ( 87.2% )
指定都市	11 ( 91.7% )	11 ( 91.7% )
市町村	1095 ( 47.7% )	1034 ( 45.8% )
合計	1147 ( 48.7% )	1086 ( 46.8% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(指名停止基準の策定団体数)

◎指名審査委員会の設置(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0% )	47 ( 100.0% )
指定都市	11 ( 91.7% )	11 ( 91.7% )
市町村	3032 ( 93.6% )	3032 ( 93.5% )
合計	3090 ( 93.7% )	3090 ( 93.6% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎指名されなかった業者への非指名理由の説明(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0% )	46 ( 100.0% )
指定都市	11 ( 100.0% )	12 ( 100.0% )
市町村	336 ( 76.9% )	279 ( 76.0% )
合計	394 ( 79.6% )	337 ( 79.3% )

(注)公募型、工事希望型等透明性・競争性の高い指名競争入札を導入している団体を対象として調査。

※%の数字の分母は同団体数。

◎指名業者の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	41 ( 87.2%)	45 ( 95.7%)
指定都市	9 ( 75.0%)	11 ( 91.7%)
市町村	1901 ( 58.7%)	2129 ( 65.6%)
合計	1951 ( 59.1%)	2185 ( 66.2%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(注)平成11年度調査は「入札前」に指名業者名を公表した団体について聞いている

(3)入札結果の公表

◎入札結果の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0%)	47 ( 100.0%)
指定都市	12 ( 100.0%)	12 ( 100.0%)
市町村	2838 ( 87.6%)	2775 ( 85.6%)
合計	2897 ( 87.8%)	2834 ( 85.8%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎発注標準の公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	45 ( 95.7%)	45 ( 95.7%)
指定都市	12 ( 100.0%)	11 ( 91.7%)
市町村	1035 ( 31.9%)	957 ( 29.5%)
合計	1092 ( 33.1%)	1013 ( 30.7%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

※市町村に於いては発注標準を策定していない団体が868団体ある。

(4)入札辞退の自由の明文化(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0%)	47 ( 100.0%)
指定都市	12 ( 100.0%)	12 ( 100.0%)
市町村	1755 ( 54.2%)	1668 ( 51.4%)
合計	1814 ( 55.0%)	1727 ( 52.3%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(5)工事完成保証人の廃止(団体数)

	平成11年4月			平成10年4月		
	全部廃止	一部採用	合計	全部廃止	一部廃止	合計
都道府県	45 ( 95.7%)	2 ( 4.3%)	47 (100.0%)	45 ( 95.7%)	2 ( 4.3%)	47 (100.0%)
指定都市	11 ( 91.7%)	1 ( 8.3%)	12 (100.0%)	11 ( 91.7%)	1 ( 8.3%)	12 (100.0%)
市町村	2544 ( 78.5%)	313 ( 9.7%)	2857 ( 88.2%)	2419 ( 74.6%)	77 ( 2.4%)	2496 ( 77.0%)
合計	2600 ( 78.8%)	316 ( 9.6%)	2916 ( 88.4%)	2475 ( 75.0%)	80 ( 2.4%)	2555 ( 77.4%)

(注)全部廃止の団体には従来から採用していない団体を含む。

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(6)談合情報対応マニュアルの策定(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	41 ( 87.2%)	41 ( 87.2%)
指定都市	11 ( 91.7%)	9 ( 75.0%)
市町村	1140 ( 35.2%)	993 ( 30.6%)
合計	1192 ( 36.1%)	1043 ( 31.6%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(7) 低入札価格調査制度の導入(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	44 ( 93.6%)	43 ( 91.5%)
指定都市	12 ( 100.0%)	12 ( 100.0%)
市町村	214 ( 6.6%)	90 ( 2.8%)
合計	270 ( 8.2%)	145 ( 4.4%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎低入札価格調査の結果公表(団体数・一般土木)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	17 ( 38.6%)	13 ( 30.2%)
指定都市	6 ( 50.0%)	2 ( 16.7%)
市町村	49 ( 22.9%)	35 ( 38.9%)
合計	72 ( 26.7%)	50 ( 34.5%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(低入札価格調査制度導入団体数)

(参考1) 低入札価格調査件数と排除件数(一般土木)

[上段:指名競争、下段:一般競争]

	(平成11年度調査)		(平成10年度調査)	
	調査件数	排除件数	調査件数	排除件数
都道府県	188	8	117	15
	63	1	7	0
指定都市	73	2	40	2
	2	0	0	0
市町村	467	48	383	36
	1	0	73	3
合計	728	58	540	53
	66	1	80	3

(参考2) 最低制限価格制度の導入(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	46 ( 97.9%)	45 ( 95.7%)
指定都市	9 ( 75.0%)	9 ( 75.0%)
市町村	2302 ( 71.0%)	1937 ( 59.7%)
合計	2357 ( 71.4%)	1991 ( 60.3%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(参考3) 最低制限価格設定件数と最低価格以下の応札件数(一般土木)

[上段:指名競争、下段:一般競争]

	(平成11年度調査)		(平成10年度調査)	
	設定件数	応札件数	設定件数	応札件数
都道府県	150,091	5,101	143,130	3,310
	138	1	111	1
指定都市	10,430	2,370	7,766	227
	17	0	13	0
市町村	156,544	6,974	128,923	5,409
	2,016	139	1,854	79
合計	317,065	14,445	279,819	8,946
	2,171	140	1,978	80

(8)多様な入札・契約方式の導入(団体数)

◎入札時VE・契約後VEの試行

	平成11年4月		平成10年4月	
	入札時VE	契約後VE	入札時VE	契約後VE
都道府県	5 ( 10.6%)	6 ( 12.8%)	3 ( 6.4%)	4 ( 8.5%)
指定都市	4 ( 33.3%)	3 ( 25.0%)	1 ( 8.3%)	3 ( 25.0%)
市町村	1 ( 0.0%)	1 ( 0.0%)	5 ( 0.2%)	0 ( 0%)
合計	10 ( 0.3%)	10 ( 0.3%)	9 ( 0.3%)	7 ( 0.2%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎設計・施工一括発注方式、総合評価方式、詳細設計付き競争入札、二段階随意契約方式の導入

	設計・施工一括 発注方式	総合評価方式	詳細設計付き 競争入札	二段階随意 契約方式
都道府県	1 ( 2.1%)	0 ( 0.0%)	1 ( 2.1%)	1 ( 2.1%)
指定都市	1 ( 8.3%)	0 ( 0.0%)	1 ( 8.3%)	0 ( 0.0%)
市町村	5 ( 0.2%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
計	7 ( 0.2%)	0 ( 0.0%)	2 ( 0.1%)	1 ( 0.0%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(9) 予定価格の公表について

◎予定価格の事後公表(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	45 ( 95.7%)	28 ( 59.6%)
指定都市	12 ( 100.0%)	8 ( 66.7%)
市町村	678 ( 20.9%)	205 ( 6.3%)
合計	735 ( 22.3%)	241 ( 7.3%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎予定価格の事前公表(団体数)

	(平成11年度調査)
都道府県	7 ( 14.9%)
指定都市	5 ( 41.7%)
市町村	61 ( 1.9%)
合計	73 ( 2.2%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(10) 等級制の運用について

◎下位ランク業者の上位ランク工事への参入

(いわゆる「くい上がり」)について(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	44 ( 93.6%)	25 ( 53.2%)
指定都市	8 ( 66.7%)	8 ( 66.7%)
市町村	1301 ( 40.2%)	792 ( 24.4%)
合計	1353 ( 41.0%)	825 ( 25.0%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎等級の本人への通知(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	43 ( 91.5%)	38 ( 80.9%)
指定都市	11 ( 91.7%)	11 ( 91.7%)
市町村	747 ( 23.1%)	515 ( 15.9%)
合計	801 ( 24.3%)	564 ( 17.1%)

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎有資格業者の等級の公表(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	20 ( 42.6% )	10 ( 21.3% )
指定都市	5 ( 41.7% )	4 ( 33.3% )
市町村	195 ( 6.0% )	171 ( 5.3% )
合計	220 ( 6.7% )	185 ( 5.6% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

(11)不良・不適格業者の排除

◎CORINS登録義務付け(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0% )	47 ( 100.0% )
指定都市	12 ( 100.0% )	12 ( 100.0% )
市町村	729 ( 22.5% )	698 ( 21.5% )
合計	788 ( 23.9% )	757 ( 22.9% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎施工体制台帳の提出の義務付け(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	47 ( 100.0% )	36 ( 76.6% )
指定都市	10 ( 83.3% )	9 ( 75.0% )
市町村	884 ( 27.3% )	787 ( 24.3% )
合計	941 ( 28.5% )	832 ( 25.2% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎現場施工体制の立入調査の実施(団体数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
都道府県	42 ( 89.4% )	27 ( 57.4% )
指定都市	10 ( 83.3% )	5 ( 41.7% )
市町村	912 ( 28.1% )	446 ( 13.8% )
合計	964 ( 29.2% )	478 ( 14.5% )

※ %の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

☆平成10年度の調査結果について誤りが判明したために修正している箇所がある。

( 1 2 ) 共同企業体

特定JVへの発注件数

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
	平成10年度発注件数	平成9年度発注件数
都道府県	2,120(0.9%)	1,685(0.8%)
指定都市	586(2.1%)	513(1.9%)
市町村	5,685(1.3%)	4,568(1.1%)
合計	8,391(1.2%)	6,766(1.0%)

%の数字は 特定JVへの発注件数 / 全建設工事の発注件数

経常JVの登録件数(実数)

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
	都道府県	3,579
指定都市	1,085	973
市町村	3,416	3,672
合計	8,080	7,954

共同企業体の運用基準の策定

	(平成11年度調査)		(平成10年度調査)	
	特定JVの 運用基準を 策定している	経常JVの 運用基準を 策定している	特定JVの 運用基準を 策定している	経常JVの 運用基準を 策定している
都道府県	47(100%)	41(87%)	47(100%)	38(81%)
指定都市	12(100%)	8(67%)	12(100%)	8(67%)
合計	59(100%)	49(83%)	59(100%)	46(78%)

%の数字は(各JVの運用基準策定団体) / (各団体総数)

特定JVの対象工事規模の下限基準(土木工事)

	(平成11年度調査)			(平成10年度調査)		
	対象工事規模		計	対象工事規模		計
	5億円未満	5億円以上		5億円未満	5億円以上	
都道府県	16(35%)	30(65%)	46(100%)	14(30%)	33(70%)	47(100%)
指定都市	3(25%)	9(75%)	12(100%)	3(25%)	9(75%)	12(100%)
合計	19(33%)	39(67%)	58(100%)	17(29%)	42(71%)	59(100%)

(注) 定めのない都道府県あり。

%の数字は特定JVの対象工事規模の下限基準を定めている団体中の構成比

特定JVと単体企業との混合入札実施についての規定

	(平成11年度調査)	(平成10年度調査)
	規定あり	規定あり
都道府県	11	12
指定都市	3	2
市町村	196	232
合計	210	246

％の数字は(混合入札の規定のある団体) / (特定JVの運用基準策定団体)

特定JVの結成方法基準

	(平成11年度調査)				(平成10年度調査)			
	予備 指名	自主 結成	その他	計	予備 指名	自主 結成	その他	計
都道府県	0 (0%)	46 (98%)	1 (2%)	47 (100%)	1 (2%)	45 (96%)	1 (2%)	47 (100%)
指定都市	0 (0%)	12 (100%)	0 (0%)	12 (100%)	0 (0%)	10 (83%)	2 (17%)	12 (100%)
市町村	413 (35%)	618 (52%)	159 (13%)	1,190 (100%)	359 (35%)	530 (51%)	144 (14%)	1,033 (100%)
合計	414 (33%)	675 (54%)	160 (13%)	1,249 (100%)	360 (33%)	585 (54%)	147 (13%)	1,092 (100%)

(注) 定めのない市町村あり。

％の数字は特定JVの結成方法を定めている団体中の構成比

特定JVの構成員数基準

	(平成11年度調査)				(平成10年度調査)			
	2社又 は3社 以内	4社又 は5社 以内	6社 以上	計	2社又 は3社 以内	4社又 は5社 以内	6社 以上	計
都道府県	46 (98%)	1 (2%)	0 (0%)	47 (100%)	46 (98%)	1 (2%)	0 (0%)	47 (100%)
指定都市	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)
市町村	946 (90%)	97 (9%)	13 (1%)	1,056 (100%)	886 (89%)	107 (10%)	6 (1%)	999 (100%)
合計	1,004 (90%)	98 (9%)	13 (1%)	1,115 (100%)	944 (89%)	108 (10%)	6 (1%)	1,058 (100%)

(注) 定めのない市町村あり。

％の数字は特定JVの構成員数基準を定めている団体中の構成比



特定JVの構成員組合せ基準

	(平成11年度調査)					(平成10年度調査)				
	A又はB	Cを含む	D以下を含む	その他	計	A又はB	Cを含む	D以下を含む	その他	計
都道府県	43 (93%)	1 (2%)	0 (0%)	2 (4%)	46 (100%)	43 (96%)	1 (2%)	0 (0%)	1 (2%)	45 (100%)
指定都市	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)
市町村	617 (68%)	146 (16%)	36 (4%)	109 (12%)	908 (100%)	582 (70%)	120 (14%)	29 (4%)	100 (12%)	831 (100%)
合計	671 (70%)	147 (15%)	36 (4%)	111 (12%)	965 (100%)	637 (72%)	121 (14%)	29 (3%)	101 (11%)	888 (100%)

(注1) 定めのない都道府県、市町村あり。

(注2) A = 最上位等級 B = 第二位等級 C = 第三位等級 D = 第四位等級

%の数字は特定JVの構成員組合せ基準を定めている団体中の構成比

経常JVの構成員数基準

	(平成11年度調査)				(平成10年度調査)			
	2社又は3社以内	5社以内	6社以上	計	2社又は3社以内	5社以内	6社以上	計
都道府県	35 (85%)	6 (15%)	0 (0%)	41 (100%)	31 (82%)	7 (18%)	0 (0%)	38 (100%)
指定都市	8 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (100%)	8 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (100%)
市町村	471 (84%)	87 (15%)	4 (1%)	562 (100%)	439 (86%)	70 (13%)	3 (1%)	512 (100%)
合計	513 (84%)	93 (15%)	4 (1%)	610 (100%)	478 (86%)	77 (13%)	3 (1%)	558 (100%)

(注) 定めのない都道府県、市町村あり。

%の数字は経常JVの構成員数基準を定めている団体中の構成比

経常JVの構成員組合せ基準

	(平成11年度調査)					(平成10年度調査)				
	同一等級	直近等級まで	直近二等級まで	その他	計	同一等級	直近等級まで	直近二等級まで	その他	計
都道府県	1 (3%)	25 (74%)	7 (21%)	1 (3%)	34 (100%)	1 (3%)	23 (72%)	7 (22%)	1 (3%)	32 (100%)
指定都市	0 (0%)	5 (63%)	1 (13%)	2 (25%)	8 (100%)	0 (0%)	5 (72%)	1 (14%)	1 (14%)	7 (100%)
市町村	20 (4%)	265 (56%)	144 (31%)	42 (9%)	471 (100%)	17 (4%)	243 (57%)	128 (30%)	38 (9%)	426 (100%)
合計	21 (4%)	295 (58%)	152 (30%)	45 (9%)	513 (100%)	18 (4%)	271 (58%)	136 (29%)	40 (9%)	465 (100%)

(注) 定めのない都道府県、市町村あり。

%の数字は経常JVの構成員組合せ基準を定めている団体中の構成比  
中堅建設業者による経常JVの登録

	(平成11年度調査)					(平成10年度調査)				
	認めて いる	今年度 中	12年度 予定	検討中	計	認めて いる	今年度 中	11年度 予定	検討中	計
都道府県	18 (64%)	0 (0%)	0 (0%)	10 (36%)	28 (100%)	16 (55%)	3 (10%)	1 (4%)	9 (31%)	29 (100%)
指定都市	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (100%)	7 (88%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (12%)	8 (100%)
市町村	695 (76%)	15 (2%)	4 (0.4%)	202 (22%)	916 (100%)	629 (76%)	19 (2%)	7 (1%)	177 (21%)	832 (100%)
合計	720 (76%)	15 (2%)	4 (0.4%)	212 (22%)	951 (100%)	652 (75%)	22 (3%)	8 (1%)	187 (21%)	869 (100%)

(注) 検討していない都道府県、市町村あり。

%の数字は中堅建設業者による経常JVの登録を認めている、認める予定又は検討している団体中の構成比

#### 経常JVの点数等調整

	(平成11年度調査)					(平成10年度調査)				
	実施し ている	今年 度中	12年度 予定	検討中	計	実施し ている	今年 度中	11年度 予定	検討中	計
都道府県	8 (57%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (43%)	14 (100%)	1 (7%)	4 (29%)	0 (0%)	9 (64%)	14 (100%)
指定都市	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
市町村	96 (61%)	6 (4%)	0 (0%)	55 (35%)	157 (100%)	79 (55%)	3 (2%)	3 (2%)	59 (41%)	144 (100%)
合計	106 (61%)	6 (3%)	0 (0%)	61 (35%)	173 (100%)	82 (51%)	7 (4%)	3 (2%)	68 (43%)	160 (100%)

(注) 検討していない都道府県、市町村あり。

%の数字は経常JVの点数等調整を実施、実施する予定又は検討している団体中の構成比

#### 構成員の一部が会社更生手続開始の申立てをした場合の規定(運用)

	(平成11年度調査)				
	既にある	今年度中	12年度予定	検討中	計
都道府県	6 (38%)	1 (6%)	0 (0%)	9 (56%)	16 (100%)
指定都市	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (100%)
市町村	10 (3%)	2 (1%)	6 (2%)	300 (94%)	318 (100%)
合計	20 (6%)	3 (1%)	6 (2%)	309 (91%)	338 (100%)

(注) 検討していない都道府県、市町村あり。

％の数字は構成員の一部が会社更生法の適用を受けた場合の  
規定（運用）がある又は検討している団体中の構成比